

よくあるお問い合わせ

Q1. 「直ちに届け出なければならない」の「直ちに」はどれくらいの期間ですか？

A. 「直ちに」とは**診断した当日中**を意味します。当日中の届出をお願いします。

Q2. 患者の死亡後に結核が判明しました。届出が必要ですか？

A. 感染症法第12条10項で、死亡後の死体検案における結核診断例についても**届出を義務づけています**。感染危険度の高い重症例も多いので、届出をお忘れなくお願いします。

初診時に死亡している場合は、結核の届出基準に則り、「**感染症死亡者の死体**」として届出をお願いします。

Q3. 鹿児島市以外の住所地(居住地)の患者の届出先はどこですか？

A. 以下のとおりです。

発生届	直ちに最寄りの保健所へ提出 ※鹿児島市保健所で受理後、患者の住所地(居住地)管轄保健所へ届出内容を通知します。
入退院届	7日以内に最寄りの保健所へ提出 ※上記と同様
医療費公費負担申請	治療開始日のうちに、原本を患者の居住地を管轄する保健所へ提出 ※公費負担の適用は、保健所における申請書の受理日以降が対象。 間に合わない場合は、保健所担当に連絡のうえ、FAXを送付。 後日、原本を郵送。